

租税条約 6 件（アルゼンチン、ウルグアイ、ペルー、ジャマイカ、ウズベキスタン、モロッコ）

1. 日本の租税条約の概況

租税条約とは、企業等による国際経済活動について、国家間の税制の違いにより生じる二重課税や脱税・租税回避行為に対処し、自国の正当な課税権を確保することを目的に締結される国際約束である。日本は 2020 年 3 月 1 日現在、76 件（136 か国・地域に適用）の租税条約等を締結済みであり、第 201 回国会（常会）には 6 件（アルゼンチン、ウルグアイ、ペルー、ジャマイカ、ウズベキスタン及びモロッコ）が提出された（閣条第 6～11 号）。

今国会提出の 6 件を含む日本の租税条約は、経済協力開発機構（OECD）の「モデル租税条約」を基礎としており、規定される内容は概ね共通している。具体的には、二重課税を除去するため、①投資先国（源泉地国）が課税できる所得（事業利得や投資所得（配当、利子及び使用料））の範囲や限度税率（課税の上限）を確定する規定、②条約の規定に適合しない課税をめぐる紛争解決のための相互協議手続・仲裁手続等を定めている。また、脱税・租税回避行為を防止するため、①税務当局間における租税情報の交換規定、②相手国の租税債権の徴収を相互に支援する規定（徴収共助）、③租税条約の特典（免税等）の濫用を防止する規定等が設けられている（各租税条約の規定状況等については表を参照）。

2. 今国会提出の租税条約 6 件の成立経緯・背景

（1）日・アルゼンチン租税条約

2019 年 12 月にフェルナンデス新政権が発足したアルゼンチンは、マクリ前政権の経済自由化方針を見直しつつ、経済の立て直しを図っている。同国は 2000 年代に対外債務の支払い停止（デフォルト）状態に陥ったこと、また 2018 年の大干ばつ発生の影響により経済が停滞したことを受け、現在もなおインフレ率上昇、通貨下落等の経済不況が続くが、輸出促進や投資増大を積極的に打ち出しており、特にアジア地域との連携を重視している。一方、日本としても、アルゼンチンが英国、カナダ等約 20 か国・地域との間で租税条約を締結しており、また、進出日系企業が堅調に増加していることに鑑み、他国企業と比較して不利な競争条件を課されることを回避する必要があった。

これらを踏まえ、日・アルゼンチン両国政府は 2018 年 1 月に政府間交渉を開始し、同年 12 月の実質合意後、2019 年 6 月 27 日、日・アルゼンチン租税条約に署名した。

（2）日・ウルグアイ租税条約

ウルグアイは、2000 年代に南米南部共同市場（メルコスール）加盟国であるブラジル及びアルゼンチンにおける経済危機の影響により自国経済が停滞した教訓から、メルコスー

ルへの依存を避け、対外経済関係の多角化を進めており、過去15年ほど安定的に経済成長を続けている。2020年3月1日に就任したラカジェ・ポウ新大統領も、バスケス前大統領に引き継ぎ、自由開放的な経済政策の実施、更なる貿易の多角化や海外投資誘致を進めているとされる。同国との経済関係については、2017年に日・ウルグアイ投資協定が発効するなど、投資環境の整備が進んでいる。他方、同国は、英国、韓国、インド等約20か国との間で租税条約を締結している状況にあることから、日本として日系企業の同国進出に当たり、他国企業と比較して不利な競争条件を課されることを回避する必要があった。

これらを踏まえ、日・ウルグアイ両国政府は、2019年4月から政府間交渉を開始し、同月の実質合意後、同年9月13日、日・ウルグアイ租税条約に署名した。

(3) 日・ペルー租税条約

ペルーは、メキシコ、チリ及びコロンビアと共に、アジア太平洋地域との政治・経済関係強化を目標に太平洋同盟を形成しており、自由・開放的な対外経済政策を進めている。日・ペルー間では、ペルーが鉄や銅など、世界有数の鉱物国であること等を背景に、日系企業の関心が高く、また、2009年12月に日・ペルー投資協定が発効し、2012年3月には日・ペルー経済連携協定(EPA)が発効するなど、投資環境の整備が進展している。こうした中、日本からペルーへの進出日系企業数が過去5年で倍増するなど投資交流が拡大しており、更なる経済関係の深化に向け、租税条約の締結が日系企業から望まれていた。

これらを踏まえ、日・ペルー両国政府は、2018年5月から政府間交渉を開始し、2019年9月の実質合意後、同年11月18日、日・ペルー租税条約に署名した。

(4) 日・ジャマイカ租税条約

ジャマイカは、カリブ地域の国・地域で構成されるカリブ共同体(CARICOM)において、域外貿易交渉担当としての役割を担っており、特に首都キングストン近くに経済特区を設置し、空港や港湾等の整備や海外投資の誘致を積極的に行っている。同国との経済関係については、日本企業がジャマイカの電力会社の経営権を獲得する等、日系企業の進出意欲が高まっている。また、ジャマイカは日本を除くG7諸国、中国等約15か国との間で租税条約を締結している状況にあることから、日本として日系企業の同国進出に当たり、他国企業と比較して不利な競争条件を課されることを回避する必要があった。

これらを踏まえ、日・ジャマイカ両国政府は、2018年12月から政府間交渉を開始し、同月の実質合意後、2019年12月12日、日・ジャマイカ租税条約に署名した。

(5) 日・ウズベキスタン租税条約

ウズベキスタンでは、2016年のミルジヨーエフ大統領の就任後、為替レートの統一、外貨持ち出しの自由化を始めとした経済自由化及び投資促進改革が急速に進展している。同国は1986年に発効した日・ソビエト連邦租税条約をソ連崩壊後も承継しているが、発効後30年以上が経過し、内容が陳腐化していた。加えて、近年のOECD等における租税の国際的な議論の成果を反映させる観点から、現行の租税条約の見直しが行われ、全面改正が

行われることとなった。

日・ウズベキスタン両国政府は2019年9月に政府間交渉を開始し、同月の実質合意後、同年12月19日、日・ウズベキスタン租税条約に署名した。なお、同条約は現行の租税条約に代わる新たな租税条約となる。

(6) 日・モロッコ租税条約

モロッコは、欧州・地中海諸国及びアラブ・イスラム諸国に近いことに加え、1年を通じて気候が良く、豊富な若年層に依拠した安価な労働力を有することを背景に、アフリカ市場へのゲートウェイとしての地位を構築している。また、近年は沿岸部のタンジェに経済特区の設置を行う等、外国投資の誘致に積極的である。これらの特徴を踏まえ、特に自動車部品関連の企業を中心に日系企業のモロッコ進出が大幅に拡大している。また、モロッコは、日本を除くG7諸国、中国等約55か国との間で租税条約を締結している状況にあることから、他国企業と比較して不利な競争条件を課されることを回避する必要があった。

これらを踏まえ、日・モロッコ両国政府は、2019年2月から政府間交渉を開始し、同年10月の実質合意後、2020年1月8日、日・モロッコ租税条約に署名した。なお、今国会においては、日・モロッコ投資協定も併せて提出されている。

表 今国会提出の租税条約6件の主な内容

国名	項目	進出 日系 企業数 ※1	日本への 進出 企業数 ※2	事業 利得 ※3	投資所得 ※3			相互 協議	情報交換 及び 徴収共助	特典の濫用防止		
					配当	利子	使用料			PPT ※7	LOB ※8	第三国PE ※9
新規 締 結	アルゼンチン	102社 製造業、 卸売・小 売業等	1社 鋼管	○	10%（親子会 社間）、15% （その他）	免税（政府受 取等）、12% （その他）	3%（ニュー ス）、5%（著 作権）、10% （その他）	○	○	○	-	○
	ウルグアイ	22社 製造業、 農牧水産 業等	1社 ソフト ウェア	○ ※4	5%（親子会 社間）、10% （その他）	免税（政府受 取、金融機関 等）、10% （その他）	10%	○ ※5	○	○	-	○
	ペルー	75社 鉱業、水 産業等	7社 金融、飲 食	○	10%	免税（政府受 取等）、10% （その他）	15%	○	○	○	-	○
	ジャマイカ	17社 輸送用機 器、機械 類等	なし	○	5%（親子会 社間）、10% （その他）	免税（政府受 取等）、10% （その他）	2%（設備）、 10%（その他）	○ ※5	○	○	-	○
	モロッコ	64社 製造業、 卸売・小 売業等	なし	○	5%（親子会 社間）、10% （その他）	免税（政府受 取等）、10% （その他）	5%（設備）、 10%（その他）	○	○	○	-	-
全面 改 正	ウズベキスタン （現行）	24社 商社、製 造業・小 売業等	なし	○	15%	免税（政府受 取等）、10% （その他）	免税（著作 権）、10%（そ の他）	○	○ ※6	-	-	-
	ウズベキスタン （改正後）			○ ※4	5%（親子会 社間）、10% （その他）	免税（政府受 取等）、5% （その他）	免税（著作 権）、5%（そ の他）	○	○	○	○	-

- ※1 2018年10月現在
- ※2 2020年3月現在
- ※3 投資先国（源泉地国）が課税できる所得
- ※4 OECD承認アプローチ（AOA）を採用：
恒久的施設（PE）に帰属すべき事業利得の算定に係る
規定であり、課税対象利得の明確化を目的とする
- ※5 仲裁規定を含む
- ※6 情報交換のみ

- ※7 「主要目的テスト」：条約の特典享受が取引等の主要な目的
の1つであったと認められる場合は特典を認めない規定
- ※8 「特典制限条項」：条約上の特典を一定の適格者に限定する
規定。日・ウズベキスタン租税条約については、使用料に対
する免税は一定の要件を満たす居住者に限って認められる
- ※9 第三国に存在する恒久的施設（第三国PE）に帰属する一定
の所得についての特典を認めない規定

（出所）外務省資料及び財務省資料を基に筆者作成

あらき ちほみ
（荒木 千帆美・外交防衛委員会調査室）